

## 海外ニュース

2019年218号(令和元年11月11日)

金子 晃 監修

### 内 容

#### ○ 米国反トラスト法の最近の動向

- 1 司法省、日本発条がハードディスクドライブ用部品に係る価格カルテルへの関与を認め、2850万ドルの罰金支払いに同意したと公表(2019年7月29日)
- 2 司法省、テレビ放送会社ネクスターによる同業者トリビューンの買収について、13市場のそれぞれでのテレビ局の売却を条件として承認(2019年7月31日)
- 3 第11巡回区控訴裁判所、地方自治体の公共サービスのセット販売には州行為法理に基づく反トラスト法の適用免除が認められないとする判決を下す(2019年8月20日)

#### ○ 欧州競争法の最近の動向

- 1 欧州委員会、「ハローキティ」キャラクターグッズの越境販売を制限したとして、サンリオに対し620万ユーロの制裁金を賦課(2019年7月9日)
- 2 欧州委員会、製薬会社GlaxoSmithKlineによる同業者ファイザーの消費者向けヘルスケア事業の買収を条件付きで容認(2019年7月10日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1  
赤坂KSビル2F  
電話 03(3585)1241  
FAX 03(3585)1265  
<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## 米国反トラスト法の最近の動向

### 1 司法省、日本発条がハードディスクドライブ用部品に係る価格カルテルへの関与を認め、2850万ドルの罰金支払いに同意したと公表(7月29日)<sup>1</sup>

司法省は7月29日、ハードディスクドライブのサスペンション用ばねを製造販売する日本発条が、国際価格カルテルへの関与について有罪の答弁をすることに同意したと公表した。

ミシガン州東部地区地裁に提出された重罪一件の起訴状によると、日本発条は、同サスペンション用ばねについて、他社と共謀して、価格競争を回避し、またそれぞれに市場シェアを割り当てることに合意した。当該競争制限的取決めに基づき、日本発条及び共謀者は、米国その他の地域の顧客と交渉をする際に使った見積価格などの価格情報を交換していた。当該顧客は、同サスペンション用ばねを購入し、また米国その他の地域で販売されるハードディスクドライブを製造した。日本発条は、遅くとも2008年5月から早くとも2016年4月までの間、本件共謀に関与していた。日本発条は、裁判所での承認が得られることを条件に、有罪答弁をすること、2850万ドル(約30億7800万円、1ドル=108円)の罰金を支払うこと及び継続中の捜査に協力することにした。

司法省反トラスト局マキン・デルラヒム反トラスト局長は以下の声明を出した。

「本日の訴追は、国内企業のみならず、外国企業によっても締結された価格カルテルについて、その根絶を図りたいという反トラスト局の決意を確認したものである。これらの部品は物理的には小さいが、電子機器の作動と性能において重要な役割を果たしている。なお、当該部品の米国消費者と事業者に対する影響は直接的かつ実質的であった。」

連邦捜査局(FBI)刑事捜査課のRobert Johnson 課長代理は次の声明を出した。

「FBIは、米国の企業と消費者が悪影響を受けないようにするため、価格カルテル事案を積極的に捜査することになっている。我々の国際汚職ユニットはこのような違法行為の実態を明かすために、違反者らを国内であれ、国外であれ、訴追し続けることを決意している。誰一人とも、FBIの広範な活動範囲を軽視すべきでない。」

サスペンション用ばねは、コンピューター又は独立型電子記憶措置などのデータ記憶に使われるハードディスクドライブの部品である。ハードディスクドライブはディスクにデータを読み込んだり書き込んだりするために磁気ヘッドを使用している。サスペンション用ばねはディスクの近い位置に磁気ヘッドを固定しており、ヘッドからハードディスクドライブへの電氣的な接続を提供している。

日本発条に対する今回の刑事訴追は、司法省反トラスト局刑事執行第Ⅱ課、FBI 国際汚職ユニット、及び米国郵便局監査官室により現在行われている捜査の結果である。

### 2 司法省、テレビ放送会社ネクスターによる同業者トリビューンの買収について、13市

---

<sup>1</sup> Press Release, Justice Department, Japanese Manufacturer Agrees to Plead Guilty to Fixing Prices for Suspension Assemblies Used in Hard Disk Drives, July 29, 2019.

## 場のそれぞれでのテレビ局の売却を条件として承認(2019年7月31日)<sup>2</sup>

司法省は本日、テレビ放送会社 Nexstar Media Group Inc. (以下「ネクスター」という。)が 64 億ドル(約 6912 億円)で Tribune Media Company (以下「トリビューン」という。)を買収する旨の計画について、同省の競争上の懸念を解消するため、両社に対し、13 の地域市場のそれぞれでのローカルテレビ局を売却するよう要請すると公表した。

連邦司法省反トラスト局は 3 州の司法長官らとともに、ワシントン DC 地区連邦地裁に対して当該計画の差止めを求めて民事提訴するとともに和解案を提出した。同裁判所が和解案を承認すれば、上記売却その他の関連措置を通じ、訴状に主張されている同省の競争上の懸念は解消されることになる。参加している州の司法長官らはイリノイ州、ペンシルベニア州及びバージニア州を代表している。

司法省反トラスト局マカン・デラヒム局長は以下の声明を出した。

「当初届け出られた買収計画は、ケーブルテレビと衛星放送の加入者並びに広告会社に対して著しい競争上の害をもたらす蓋然性のあるものであった。この点を踏まえ、私は、司法省の懸念の解消に繋がるような合意案が成立したことに満足している。これも、合併当事者らが調査開始時から誠実に和解交渉に臨んでいたおかげである。」

訴状によると、本件が実施されれば、13 の地域市場におけるネクスターとトリビューン間の直接競争が消滅することになる。これらの市場は以下の都市を中心に確定されたものである：アイオワ州ダベンポート市、アイオワ州州都デモイン市、アーカンソー州フォートスミス市、ミシガン州グランドラピッズ市、ペンシルベニア州州都ハリスバーグ市、コネチカット州ハートフォード市、アラバマ州ハンツビル市、インディアナ州州都インディアナポリス市、テネシー州メンフィス市、バージニア州ノーフォーク市、バージニア州州都リッチモンド市、ユタ州州都ソルトレイクシティ市、ペンシルベニア州ウィルクスバリ市。

また、本件が実施されれば、買収後の企業は、ケーブルテレビ会社と衛星放送会社に対して、当該企業傘下のテレビ局が有する番組の公衆送信権の付与に当たって、より高額な再送信料を請求する蓋然性がある。その結果、何百万人ものアメリカ人がより高額な料金を請求されることになるであろう。

なお、買収後の企業は、売却対象となる各市場において、事業主や広告主に対して、スポット広告用の枠の販売に際して、より高額な料金を請求する蓋然性がある。事業主は、テレビ放送事業者間で競争が行われることで、妥当な料金で広告をすることができる。ネクスターとトリビューンは地域の広告主との取引を獲得するため競争しており、提案されている買収案は、その競争を消滅して地域の事業主に損害を与える蓋然性のあるものである。

反トラスト局は、届け出られた合併計画により生じうる、公衆送信権の付与と広告枠の販売に関する反トラスト上の懸念について、本件売却がそれを解消することができるであろうとの判断を下した。買収後の企業は、本日公表された和解案に定められている売却措置に基づき、裁判所での承認が得られることを条件に、上記 13 市場のそれぞれにおいて、ネクスター又はトリビューンの何れかが持つ 1 ないし複数のテレビ局のそれぞれを売却しなけ

---

<sup>2</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Structural Relief to Resolve Antitrust Concerns in Nexstar's Merger with Tribune, July 31, 2019.

ればならない。本和解案の下、両当事会社は、買い手が売却対象テレビ局を存続可能な事業として運営できるということに、アメリカ合衆国と上記 3 州の司法長官らが納得するような方法で、同売却を実施しなければならない。

ネクスターはテキサス州アービングに本社を構える、デラウェア州で設立された法人である。同社は 171 の地域市場で 51 のテレビ局を所有している。2018 年にネクスターの売上は 28 億ドル(約 3024 億円)であった。

トリビューンはイリノイ州シカゴに本社を構える、デラウェア州で設立された法人である。同社は 44 の地域市場で 33 のテレビ局を有している。2018 年にトリビューンの売上は 20 億ドル(約 2160 億円)であった。

本件和解案は、反トラスト手続き及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見とともに、連邦官報において公表される。如何なる者も、その公表の日から 60 日以内に和解案に関する意見を書面にて反トラスト局メディア・娯楽・プロフェッショナルサービス課の課長宛に提出することができる。意見提出期間が終了した後、地裁は本件和解案が公益の範囲内にあるとしてそれを承認することができる。

### 3 第 11 巡回区控訴裁判所、地方自治体の公共サービスのセット販売には州行為法理に基づく反トラスト法の適用免除が認められないとする判決を下す(2019 年 8 月 20 日)<sup>3</sup>

東南部ジョージア州ラグレンジが水道サービスの提供と天然ガス供給を不当に抱き合わせて取引をしたとして、同地域のエネルギー会社 Diverse Power が当該行為の差止め等を求めた訴訟で、第 11 巡回区控訴裁判所は 8 月 20 日、同行為は州行為の法理による反トラスト法の適用除外を受けるものでないと判示し、訴訟の続行を容認した地裁判決を支持する判決を言い渡した。

本件の被告(被控訴人)ラグレンジ市は、同市及び同市が属するトループ郡の中にあるが、同市に属していない一定の非法人化地域(市町村に相当する最小区分の地方自治体に属しない、より大きな行政区画によって管理されている地域)において、上下水道サービスを居住者など(一般家庭と事業者)に独占的に供給している。同郡は上下水道サービスの提供を行っていない。被告は、これらの地域において、天然ガスの供給も行っている。

原告(控訴人)Diverse Power は、とりわけ当該非法人化地域において電力供給を行っている事業者である。

本件において、被告は 2004 年に、ラグレンジ市域外においては、一定の天然ガス施設(天然ガス暖房機、天然ガス給油機、ストーブ等その他の天然ガス施設)が配備されている物件に対してのみ上下水道サービスを提供すると定めている条例(ラグレンジ市条例第 20 号 15 項 6 号)を制定した。

これに対して、原告は 2017 年 3 月、被告が不当な抱き合わせ販売を行うために本件条例を制定し、本件条例の制定及び公布行為がシャーマン法 1 条に違反したと主張し、ジョージア州北部地区地裁において訴訟を提起した。訴状によると、被告が当該非法人化地域の居住

---

<sup>3</sup> Diverse Power, Inc. v. City of La Grange, Georgia, No. 18-11014 (11th Cir. August 20, 2019).

者などに対して、水道サービスの供給に併せて、天然ガスを購入させた。

これに対して、被告は、被告の行為はジョージア州から付与された権限に従って行使されたものであるため、州行為の法理に基づき、連邦反トラスト法の適用除外を受けると主張した。そして、訴え却下の申立てをした。被告によると、水道サービスの運営権の行使と関連して実施される如何なる行為も反トラスト法の適用除外を受ける。

同地裁は2018年2月21日、被告の主張を退け、訴訟の続行を容認する判決を言い渡した。

判決はまず、主権を体現する州政府の活動には連邦反トラスト法の適用はないと指摘した。市などの地方自治体そのものは主権者ではないが、州の政策として明確に述べられ、かつ肯定的に表現されたものに従って行動した場合、州行為の法理に基づき反トラスト法の適用免除を受けることができるとした。

次に判決は、本件のジョージア州法(同州法 36 条 34 項 5 号及び同州法 36 条 65 項 2 号)はとりわけ、同州の地方自治体に対して上下水道事業の運営権を与え、また当該権限の行使行為に対して連邦反トラスト法の適用を除外していると指摘した。

また、判決は当該州法では、水道市場における独占及び地方自治体による水道の独占力の同市場内での行使が容認されていると指摘した。しかし、ジョージア州議会が上記行為以外の反競争的行為を容認したとする証拠は示されていないとした。したがって、判決は本件行為が反トラスト法の適用除外を受けるものでないとの判断を示した。

控訴審において、第 11 巡回区控訴裁判所は 2019 年 8 月 20 日、地裁判決を支持する判決を言い渡した。判決理由で、Tjoflat 裁判官は、同州法による連邦反トラスト法の適用免除は無制限なものではないと判示し、一審判決を踏襲する判断を示した。

## 欧州競争法の最近の動向

### 1 欧州委員会、「ハローキティ」キャラクターグッズの越境販売を制限したとして、サンリオに対し 620 万ユーロの制裁金を賦課(2019 年 7 月 9 日)<sup>4</sup>

欧州委員会は、販売業者がライセンス商品を EEA(欧州経済領域)の他国で販売するのを禁止していたとして、サンリオに対し 620 万ユーロ(約 7 億 6000 万円、1 ユーロ=122 円換算)の制裁金を賦課した。本制限的行為は、サンリオが所有する「ハローキティ」等のキャラクターブランドが付されている商品を対象としていた。

ライセンス商品は極めて多岐にわたる(例として、マグカップ、カバン、ベッドのシーツ、文具、玩具)が、それらの全てには 1 つないし複数の商標権または著作権等の知的財産権によって保護されたロゴマークや絵柄が付されている。ライセンス契約を通じ、一方当事者(ライセンサー)は、他方当事者(ライセンシー)に対し、特定の商品に 1 つないし複数の自身の知的財産権の使用を許可する。ライセンシーは、市場に出回る商品の数とそれらの地理的範囲を拡大させるために、通常、非排他的ライセンスを付与する。

サンリオは、「キティ・ホワイト」という正式名でも知られる擬人化された猫の女の子である「ハローキティ」のほか、「マイメロディ」、「リトルツインスターズ」、「けろけろけろっぴ」及び「チョコキヤット」など他の人気キャラクターを施した商品のデザイン・ライセンス・製造及び販売を手掛ける日本企業である。子会社であるミスターメン社を通じて、「ミスターメン」及び「リトルミス」シリーズのアニメキャラクターの知的財産権も所有している。

欧州委員会は 2017 年 6 月、サンリオが販売業者に対し、ライセンス商品の越境販売と EU 単一市場でのオンライン販売を違法に制限しているかを評価するため、同社の幾つかのライセンスと取引慣行に対する反トラスト調査を開始した。

欧州委員会の調査の結果、サンリオの非排他的ライセンス取決めが、以下の点において、EU 競争法に違反するということが判明した。

- ー サンリオは、ライセンシーによる越境販売を禁止する数多くの方策を講じていた。とりわけ、越境販売の禁止条項が契約に盛り込まれ、越境注文のサンリオへの通知が義務付けられ、またキャラクター商品に使用される言語が制限されていた。
- ー またサンリオは、越境販売の禁止措置に従わせるための間接的方策もいくつか実施していた。具体的方策には、監査の実施や、ライセンシーが域外販売制限を尊重しなかった場合の契約の非更新等が含まれていた。

欧州委員会は、11 年間(2008 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 21 日まで)にわたり実施されていたサンリオの違法な慣行は単一市場を分断し、また欧州のライセンシーが商品を域外の顧客に販売できないようにし、それにより最終的に欧州の消費者の利益を不当に害していたとの結論に至った。

---

<sup>4</sup> Press Release, European Commission, Antitrust: Commission fines Sanrio €6.2 million for restricting cross-border sales of merchandising products featuring Hello Kitty characters, 9 July 2019.

## サンリオの協力

サンリオは、本件違反行為が長期にわたり実施されていたことを欧州委員会が認定できるに足りる十分な情報を提供し、それにより同社の法的義務を超えて同委員会の調査に協力した。また同社は、極めて付加価値の高い証拠を同委員会に提出したほか、本件事実と EU 競争法違反を明確に認めた。

したがって、欧州委員会は、同社の協力に対する見返りとして、制裁金の金額を 40%減額した。

## 制裁金

制裁金額は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づき算定された。欧州委員会は制裁金の水準を決定するに当たり、とりわけ本件違反行為に関連する販売額、違反行為の重大性とその実行期間及びサンリオが欧州委員会の調査に協力したという事実を考慮した。

欧州委員会がサンリオに対し賦課した制裁金の金額は 622 万 2000 ユーロ (約 7 億 6000 万円) である。

## 2 欧州委員会、製薬会社 GlaxoSmithKline による同業者ファイザーの消費者向けヘルスケア事業の買収を条件付きで容認 (2019 年 7 月 10 日)<sup>5</sup>

欧州委員会は、EU 企業結合規則に基づき、製薬会社 GlaxoSmithKline (以下「GSK」という。) による同業者ファイザーの消費者向けヘルスケア事業の買収を条件付きで容認した。本決定は、「ThermaCare」のブランド名で展開されているファイザーの疼痛に対する皮膚適用製剤の事業が売却されることを条件としている。

GSK とファイザーの両社は、それぞれの消費者ヘルスケア部門において、医師による処方箋なく患者に提供され、また一般には市販医薬品 (大衆薬) と呼ばれる一般消費者向けの医薬品を多数製造販売している。

両社は、欧州経済領域 (EEA) 内で数多くの大衆薬のカテゴリーにおいて、事業活動を展開している。それらは、具体的には、疼痛に対する皮膚適用製剤 (局所的な痛みを鎮めるクリーム、ジェル、スプレー及び貼り薬)、全身痛緩和薬 (自律神経を抑えて痛みを和らげる経口剤)、風邪・インフルエンザ治療薬 (例：総合感冒薬、咳止め)、胃腸薬 (例：制酸薬、整腸剤、抗潰瘍薬)、栄養剤・消化薬 (例：ビタミン剤、サプリメント、下剤)、鎮静剤、睡眠薬等である。

## 欧州委員会の審査

欧州委員会は、提案のあった本件取引が、両社の事業活動が重複している市場において与える影響について審査した。

審査の結果、欧州委員会は、本件取引が疼痛に対する皮膚適用製剤を巡る競争を阻害する

---

<sup>5</sup> Press Release, European Commission, Mergers: Commission approves GlaxoSmithKline's acquisition of Pfizer's Consumer Health Business, subject to conditions, 10 July 2019.

おそれがあり、オーストリア、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダを含む数多くの EEA 諸国において価格の上昇をもたらすこととなることに懸念を有していた。

欧州委員会は、疼痛に対する皮膚適用製剤市場においては、形状や成分を問わず、広範な代替性が認められるとの認定をした(例：パッチかジェルか、薬用かどうか)。

GSK は、疼痛に対する皮膚適用製剤について、一連の「Volta」ブランドの製剤(「Voltaren」、 「Voltadol」、と「Voltarol」を含む)の販売をもって EEA において主導的な大衆薬供給者である。これらの製剤は、主として薬用ジェル、クリームやスプレーとして販売されているが、薬用パッチと薬効の無いパッチとしても販売されている。ファイザーは、EEA においては、薬効の無いパッチを中心とする「ThermaCare」ブランドの医薬品の販売を中心に、事業活動を展開している。

### 問題解消措置

欧州委員会の懸念に応えるため、両社は「ThermaCare」ブランド名の下で展開されているファイザーの疼痛に対する皮膚適用製剤の事業を売却することを提案した。売却対象には、現在の事業活動に関係する資産か、あるいは事業の継続可能性と競争力の維持・向上に必要なとされる資産の全てが含まれる。

当該資産は、欧州委員会によって承認される適切な購入者一社に対してパッケージとして売却されなければならない。本件問題解消措置は、「ThermaCare」薬品の製造に特化している米国所在のファイザーの製造施設、「ThermaCare」薬品とブランド、及び開発中の薬品に関する知的財産権の全てを対象としている。

上記措置は、EEA における GSK とファイザーの消費者ヘルスケア事業での疼痛に対する皮膚適用製剤部門の重複のほとんど全てを解消するものである。

したがって、欧州委員会は、当該問題解消措置により修正された本件取引案は EEA における競争上の懸念を惹起するものではないと結論付けた。本決定は、上記措置の全面的な遵守を条件としている。

### 当事会社と製品

GSK は、英国に本拠を置き、全世界において 3 つの広範な領域、すなわち、処方薬、ワクチン及び消費者ヘルスケア製品を対象として研究、開発、製造販売に従事している製薬会社である。

ファイザーは、米国に本拠を置き、全世界において革新的な医薬品の研究、開発、製造及び販売に従事している製薬会社である。ファイザーの消費者ヘルスケア事業は、(a) 痛みの緩和、(b) 胃腸の健康、(c) 呼吸、(d) 栄養サプリ及び(e) パーソナルケア製品(例：リップクリーム等)の分野において医薬品を製造販売している。

なお、本件取引は 2019 年 5 月 17 日に欧州委員会へ届け出られたものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo. jp、又は佐藤 潤・法学者(専門分野：経済法・知的財産法)/慶應義塾大学産業研究所共同研究員/クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun\_sato02@yahoo. co. jp までお願いします。)